

●規定改正の概要

要 旨	「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」の一部改正について
内 容	<p>1. 消費税法の改正に伴う料金改定について 令和元年10月1日に予定される消費税率の引上げに伴い、使用料及び手数料についての料金改定を行う。</p> <p>○対象となる使用料及び手数料規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表1 特別室使用料（A室、C室、D室）、死体検案料、文書料 ・中央病院別表1-② 選定療養費、PRP療法、死亡時画像診断（撮影・読影）、新生児聴覚検査、避妊リング挿入と抜去、渡航ワクチン外来相談料、妊娠と薬外来受診料、面談料、セカンドオピニオン、遺伝カウンセリング、マタニティビクス、マタニティヨガ、救急救命士養成機関等からの実習生受入 ・北病院別表② 文書料、インフルエンザ予防接種料、面談料 <p>2. 使用料及び手数料規程の一部変更について 使用料及び手数料のうち、機構で共通する項目や中央病院独自の項目を整理し、別表1、中央病院別表1-②及び北病院②の追加と削除を行う。</p> <p>○対象となる使用料及び手数料規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央病院駐車場使用料（別表1から中央病院別表1-②へ） ・画像データの提供（中央病院別表1-②から別表1へ） ・レントゲンのコピー代（北病院別表②から別表1へ）
施行期日	<p>1については消費税率の引き上げ日から適用する。</p> <p>2については令和元年7月1日から施行する。</p>

使用料及び手数料規程新旧対照表(第2条第3項関係 別表1)

新						旧					
種別	単位	金額(税込み)	納期限	備考		種別	単位	金額(税込み)	納期限	備考	
1 特別室使用料						1 特別室使用料					
アA室使用料	1日	22,000円		アA室使用料	1日	21,600円				消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第8号に規定する資産の譲渡等(以下「助産に係る資産の譲渡等」という。)に該当するものにあつては、20,000円	
イB室使用料	1日	一円		イB室使用料	1日	一円				助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、7,200円	
ウC室使用料	1日	6,600円		ウC室使用料	1日	6,480円				助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、6,000円	
エD室使用料	1日	1,975円		エD室使用料	1日	1,940円				助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、1,800円	
2 分べん介助料	1件	140,000円				2 分べん介助料	1件	140,000円		①時間外に係る場合は、20,000円を加算した額 ②休日・深夜に係る場合は、35,000円を加算した額 ③多胎分娩への場合にあつては、第2児以降1月につき、70,000円(時間外80,000円、休日・深夜87,500円)を加算した額	
3 死体検案料	1件	3,850円				3 死体検案料	1件	3,780円		死体検案料及び手数料	
4 文書料						4 文書料				文書料及び手数料	
ア普通診断書	1通	2,200円		ア普通診断料	1通	2,160円				普通診断料及び手数料	
イ死亡診断書・死体検案書	1通	2,200円		イ死亡診断書	1通	2,160円				死亡診断書及び手数料	
ウ恩給、年金、保険等の請求書又は受給に要する診断書	1通	4,400円		ウ恩給、年金、保険等の請求書	1通	4,320円				恩給、年金、保険等の請求書及び手数料	
エ証明書(診療報酬明細証明書を除く。)	1通	2,200円		エ証明書(診療報酬明細証明書を除く。)	1通	2,160円				証明書(診療報酬明細証明書を除く。)及び手数料	
オ診療報酬明細証明書	1通	4,400円		オ診療報酬明細証明書	1通	4,320円				診療報酬明細証明書及び手数料	
5 産科医療補償制度負担金	1件	16,000円		5 産科医療補償制度負担金	1件	16,000円				多胎分娩への場合にあつては、第2児以降1児につき、16,000円を加算した額	
6 画像データの提供	—										
7 その他	別表1-②及び理事長が定める額及び納期限			7 その他	別表1-②及び理事長が定める額及び納期限					使用開始から40分までは無料 診療又は検査を受ける者その地理事長の定める者については無料 その他については、中央病院駐車場管理規程に定める	
				削除(中央病院別表1-②に移行)							

使用料及び手数料規程新旧対照表(第2条第3項関係:中央病院別表1-②)

新		旧		区分	区分	単位	料金(税込)又は算定方法	納期限	単位	料金(税込)又は算定方法	納期限
選定療養費	1 初診時(医科) 2 初診時(歯科) 3 再診時(医科) 4 再診時(歯科)	1回 1回 1回 1回	5,092円 3,055円 2,546円 1,527円	先進医療査	1 選定療養 2 再診時(医科) 3 再診時(歯科) 4 再診時(歯科)	1回 1回 1回 1回	5,000円 3,000円 2,500円 1,500円	1回	1回 1回 1回 1回	5,000円 3,000円 2,500円 1,500円	1回
先進医療検査	マルチプレックス遺伝子パネル検査	1回	910,000円	先進医療査	1 先進医療	1回	910,000円	1回	1回	910,000円	1回
治療	1 歯の矯正に係る手術 2 Qスイッチルビーレーザー照射 3 PRP(多血小板血漿)療法	1回 1回 1回	— — 12,650円 (採血量を10ml追加するごとに8,800円、局所注射の回数を1回追加するごとに220円加算)	母体入院加算	1 初日 2 日目以降	1回	12,420円 (採血量を1点=15円と1点=10円で計算したときの差額とする。 8,640円、局所注射の回数を1回追加するごとに216円加算)	1回	1日 1日	12,420円 (採血量を1点=15円と1点=10円で計算したときの差額とする。 8,640円、局所注射の回数を1回追加するごとに216円加算)	1回
	新生児管理保育料 薬品 診療録等複写料	1回	1回 1回 1枚	新生児管理保育料 ザガ一口カブセル 診療録等複写料	1日 1日 1枚	1回	1回 1回 1枚	1回	1日 1日 1枚	1回 1回 1枚	1回
中央病院	削除(別表1へ移行)		削除(別表1へ移行)		画像データの提供		診療報酬上における同等の保険点数を参考どし、理事長が定める。		診療報酬上における同等の保険点数を参考どし、理事長が定める。		使用料及び手数料規程第3条第11項のとおり
	画像診断	死亡時画像診断(撮影料)	1回	18,252円	画像診断	死亡時画像診断(撮影料)	1回	11,577円	死亡時画像診断(撮影料)	1回	
	検査	死亡時画像診断(詰影料)	1回	7,370円	検査-1	新生児聴覚検査	1回	7,236円	新生児聴覚検査	1回	
	検査-1	新生児聴覚検査	1回	25,000円	検査-2	妊娠初期胎兒超音波スクリーニン	1回	25,000円	妊娠初期胎兒超音波スクリーニン	1回	
	検査-2	妊娠中期胎兒超音波スクリーニン	1回	単胎8,000円 双胎12,000円 三胎以上16,000円	検査-3	妊娠中期検査	1回	16,000円	単胎8,000円 双胎12,000円 三胎以上16,000円	1回	
	検査-3	妊娠中期検査	1回	—	検査-4	その他自費検査	1回	—	その他自費検査	1回	
	検査-4	その他自費検査	1回	—	処置	避妊リング挿入 避妊リング抜去	1回	19,440円	避妊リング挿入 避妊リング抜去	1回	
	処置	避妊リング挿入 避妊リスク低減のための卵巣卵管切除	1回	19,800円 8,800円	がん発症リスク低減のための卵巣卵管切除	1回	8,640円	がん発症リスク低減のための卵巣卵管切除	1回		
	がん発症リスク低減のための卵巣卵管切除	1回	— —	良性腫瘍に準じた保険点数(1点=10円)により算定	がん発症リスク低減のための卵巣卵管切除	1回	— —	良性腫瘍に準じた保険点数(1点=10円)により算定	1回		
	がん発症リスク低減のための卵巣卵管切除	1回	— —	保険点数及び市町村助成の額を参考に理事長が定める。	がん発症リスク低減のための卵巣卵管切除	1回	— —	保険点数及び市町村助成の額を参考に理事長が定める。	1回		
	再建手術	妊娠一般健診	—	—	妊娠一般健診	—	—	妊娠一般健診	—	市長会、町村委会との契約単価とする。	
	妊娠一般健診	乳児一般健診	—	—	乳児一般健診	—	—	乳児一般健診	—	市長会、町村委会との契約単価とする。	

使用料及び手数料規程新旧対照表(第2条第3項関係:中央病院別表1-②)

新							旧							
	相談料	初診時 再診時	1回 1回	3,102円 802円				相談料	初診時 再診時	1回 1回	3,046円 788円			
渡航・ ワクチ ン外來	マリア等予防薬 予防接種	-					他病院単価を参考とし、理事長が定める。	マリア等予防薬	-		他病院単価を参考とし、理事長が定める。			
	三種混合等 インフルエン ザ等 HBワクチン 等	1回		甲府市と甲府市医師会との間で定めた予防接種料金と同額とする。	渡航・ ワクチ ン外 來	三種混合等 インフルエン ザ等 HBワクチン 等	甲府市と甲府市医師会との間で定めた予防接種料金と同額とする。	三種混合等 インフルエン ザ等 HBワクチン 等	1回	甲府市と甲府市医師会との間で定めた予防接種料金と同額とする。	三種混合等 インフルエン ザ等 HBワクチン 等	1回	甲府市と甲府市医師会との間で定めた予防接種料金と同額とする。	
妊娠と葉外來受診料 面談料	妊娠と葉外來受診料 面談料	1回	1回	11,000円 5,500円	妊娠と葉外來受診料 面談料	1回	11,000円 5,500円	妊娠と葉外來受診料 面談料	1回	10,800円 5,400円	妊娠と葉外來受診料 面談料	1回	10,800円 5,400円	
がん関連遺伝学的検査	遺伝性乳がん卵巢がん遺伝子検査(BRCA1/2検査) 家族性腫瘍関25連遺伝子検査 遺伝性乳がん卵巢がん遺伝子検査(BRCA1/2検査)+家族性腫瘍関連25連遺伝子検査	-			がん関連遺伝学的検査	遺伝性乳がん卵巢がん遺伝子検査(BRCA1/2検査)+家族性腫瘍関連25連遺伝子検査	-	がん関連遺伝学的検査	遺伝性乳がん卵巣がん遺伝子検査(BRCA1/2検査)+家族性腫瘍関連25連遺伝子検査	-	がん関連遺伝学的検査	遺伝性乳がん卵巣がん遺伝子検査(BRCA1/2検査)+家族性腫瘍関連25連遺伝子検査	-	
周産期遺伝学的検査	非侵襲的出生前遺伝学的検査(NIPT) 伝学的マイクロアレイ検査 遺伝力検査	-		210,000円 165,000円 214,140円	周産期遺伝学的検査 伝学的マイクロアレイ検査 遺伝力検査	-	210,000円 165,000円 214,140円	周産期遺伝学的検査 伝学的マイクロアレイ検査 遺伝力検査	-	210,000円 165,000円 214,140円	周産期遺伝学的検査 伝学的マイクロアレイ検査 遺伝力検査	-	210,000円 165,000円 214,140円	
交通事故	交通事故における自由診療費用 診察券再発行料	1点	1点	20円 300円	交通事故	1点	20円	交通事故	1点	20円	交通事故	1点	20円	
受講料	マタニティビクス マタニティヨガ	1回 1回	1回 1回	1,100円 1,100円	受講料	マタニティビクス マタニティヨガ	1回 1回	マタニティビクス マタニティヨガ	1回 1回	1,080円 1,080円	受講料	マタニティビクス マタニティヨガ	1回 1回	1,080円 1,080円
中央病院	中央病院駐車場利用料 実習料	30分		100円 100円 100円 100円 100円	中央病院	急救救命士養成機関等からの実習 実習料	急救救命士養成機関等からの実習 実習料	急救救命士養成機関等からの実習 実習料	急救救命士養成機関等からの実習 実習料	1実習生1人につき月額4,194円 1実習生1人につき月額4,194円	中央病院	急救救命士養成機関等からの実習 実習料	急救救命士養成機関等からの実習 実習料	1実習生1人につき月額4,194円 1気管挿管成功実習1例につき 10,000円

使用料及び手数料規程新旧対照表(第2条第3項關係:北病院別表①、②)

新			
(消費税込)			
北病院別表① 交通費			
品 名	単 位	金額	備考
タクシ一代		実費	
公用車使用料	km	40	km未満切り捨て
職員私用車使用料	km	40	"
有料道路料		実費	

(消費税込)			
北病院別表② その他の使用料			
削除(別表1へ移行)			
品 名	単 位	現 行	備 考
診察券再発行料	枚	300	
書類のコピー一代	枚	10	
文書料(各種証明書)			

通院医療費公費負担(自立支援)診断書	枚	2,310	(消費税込)
精神障害者保健福祉手帳診断書	枚	3,740	
鉄砲所持許可申請書用診断書	枚	30,550	
公安委員会提出用臨時適性検査書	枚	36,650	
付添い者寝具代	日	170	
インフルエンザ予防接種料	回	2,500	
面談料	回	5,400	
その他物品			購入価格とする。

北病院別表① 交通費			
(消費税込)			
品 名	品 名	単 位	金額
タクシ一代			備考
公用車使用料		km	40
職員私用車使用料		km	40
有料道路料			実費

北病院別表② その他の使用料			
(消費税込)			
品 名	品 名	単 位	現 行
診察券再発行料		枚	300
レントゲンのコピー一代		枚(半切)	380
書類のコピー一代		枚	10